

# W－PPP導入計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 実施目的

本業務は、大熊町（以下「本町」という。）の下水道事業（特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業）を対象としたウォーターPPP（管理更新一体マネジメント方式（レベル3.5））の導入を検討しており、導入事業者の選定に先立ち、導入計画を策定するための必要な事項を本要項にて定める。なお、調査にあたっては、具体的かつ円滑に本業務を実施できるとともに、他自治体等での導入実績や専門性の高い提案を期待するものである。

## 2 業務の概要

### （1）業務名称

W－PPP導入計画策定業務委託  
（以下、「本業務」という。）

### （2）業務内容

別紙「W－PPP導入計画策定業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

## 3 参加資格

仕様書で提示する業務を的確に実施する能力を有し、次に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

- （1）仕様書に定める業務内容について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- （2）工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和61年10月21日訓令第2号）により指名停止期間中の者でないこと。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立ておよび、民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- （5）町税を滞納している者でないこと。
- （6）消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- （7）役員その他経営に実質的に関与している者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定

する暴力団員でないこと。その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存在しないこと。大熊町暴力団等排除条例（平成26年3月14日条例第2号）に規定する措置要件によること。

- (8) 過去5年間に国、地方公共団体が発注した同種（ウォーターPPP導入可能性調査業務）または類似（下水道事業を含まない官民連携事業導入可能性調査業務）に関する調査・検討業務の実績を有する者であること。
- (9) 次に掲げる要件を満たす者（直接的かつ恒久的に雇用している者に限る）で、業務全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できる者であること。
  - a) (6) に示す業務について、管理技術者または担当技術者として完了した実績を有する者。
  - b) 技術士（上下水道部門）の資格を有する者。

#### 4 提案上限額

19,000,000円

#### 5 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年4月10日（金曜日）
質問受付期限	令和8年4月24日（金曜日）午後5時まで
質問回答	令和8年5月12日（火曜日）午後5時まで
参加申請書提出期限	令和8年5月15日（金曜日）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年5月29日（金曜日）午後5時まで
審査結果の通知	令和8年6月15日（月曜日）以降

※本プロポーザルにおいては、原則としてプレゼンテーションは実施しないものとする。

#### 6 質問書の提出

本プロポーザルの仕様書等に関して不明な点がある場合は、「質問書」（様式第1号）を作成し、電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】W-PPP導入計画策定業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

- (1) 提出書類  
質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限  
令和8年4月24日（金曜日）午後5時まで
- (3) 提出先  
大熊町役場復興事業課 [fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp](mailto:fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp)
- (4) 提出方法  
電子メールに添付して送付すること。  
添付ファイルはパスワード付の圧縮又は暗号化を実施すること。
- (5) 質問に対する回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和8年5月12日（火曜日）午後5時までに大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

## 7 参加申請

本プロポーザルに参加する場合は、「参加申請書」（様式第2号）に必要事項を記載し、期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
  - ①参加申請書（様式第2号）
  - ②会社概要（様式第3号）
  - ③守秘義務誓約書（様式第4号）
  - ④業務実施体制書（様式第5号）
  - ⑤暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）
- (2) 提出期限  
令和8年5月15日（金曜日）午後5時まで
- (3) 提出部数  
代表者印押印のもの1部
- (4) 提出先  
大熊町役場復興事業課下水道係  
〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717  
電話：0240-23-7091  
担当：志賀、細川

(5) 提出方法

電子メール（PDFデータ）、郵送（簡易書留）または持参  
電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には事前連絡、持参時には  
予め提出日時を連絡すること。

メールアドレス：[fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp](mailto:fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp)

8 企画提案

参加申請後、仕様書に基づき大熊町にとって最適な方策を提案すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（A4両面1枚、12ポイント）
- ②過去5年間の調査・検討業務実績を証明する書類の写し（任意様式）
- ③予定管理技術者の過去5年間の実績を証明する書類の写し（任意様式）
- ④予定担当技術者の過去5年間の実績を証明する書類の写し（任意様式）
- ⑤予定照査技術者の過去5年間の実績を証明する書類の写し（任意様式）
- ⑥共同体協定書の写し（共同体による応募の場合）
- ⑦概算見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年5月29日（金曜日）午後5時まで

(3) 提出先

大熊町役場復興事業課下水道係  
〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717  
電話：0240-23-7091  
担当：志賀、細川

(4) 提出方法

電子メール（PDFデータ）、郵送（簡易書留）または持参  
電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には事前連絡、持参時には  
予め提出日時を連絡すること。

メールアドレス：[fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp](mailto:fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp)

9 契約候補者の選定

選定については、書面審査により選定する。なお、本プロポーザルにおいては、原則としてプレゼンテーションは実施しないものとする。審査にあたっては、提案書等の内容を下記評価基準に基づき採点するものとし、評価点が最も高い者を優先交渉権者、次位の者を次点候補者として選定する。

(1) 評価項目と配点

参加申請書及び企画提案書の評価項目及び配点は下記のとおりとする。

区分	評価項目	評価基準	配点 (満点)	
1 企業実績	・ 企業の業務実績	過去5年間の実績	—	30
2 配置技術者の実務実績	・ 管理技術者の実績	過去5年間の実績	10	30
	・ 担当技術者の実績	過去5年間の実績	10	
	・ 照査技術者の実績	過去5年間の実績	10	
3 業務方針	・ 企画提案内容	理解度	10	40
		実現可能性	10	
	・ 業務実施方針	手順の妥当性	10	
		工程の妥当性	10	
合計			—	100

## 1 0 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

## 1 1 契約

### (1) 仕様の調整

本業務に係る契約は、審査委員会において決定された優先交渉権者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。ただし、契約条件が合致しない場合や候補者が契約を辞退した場合には、審査結果において次点であった提案者と協議・調整を行い、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

### (2) 契約金額の確定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

## 1 2 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 技術提案は、1 提案者につき 1 案とする。
- (3) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の技術提案書の修正・変更・資料追加は、大熊町の依頼または合意があったもの以外は一切認めない。
- (5) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (6) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。